

長野市公共交通活性化・再生協議会「エコ通勤推進部会」設置要領

令和2年4月

長野市公共交通活性化・再生協議会

(趣旨)

第1 長野市公共交通活性化・再生協議会が、地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業を実施するため、長野市公共交通活性化・再生協議会規約第10の規定に基づき設置するエコ通勤推進部会（以下「部会」という。）について、組織、任務等を定めるもの

(任務等)

第2 長野市地域公共交通網形成計画に掲げる「利用促進」に関し、マイカーから公共交通等へ通勤手段の転換を進める「エコ通勤」の普及・促進を図るため、次の任務等を行う。

- (1) 「エコ通勤」に必要な施策の企画・立案に関すること
- (2) 「エコ通勤」の実施に関すること
- (3) その他、「エコ通勤」の目的達成に必要な事項

(組織)

第3 部会の委員は、次に掲げる所属団体等からの推薦により構成する。

団体名	職名	氏名	備考
長野商工会議所	副会頭	水野雅義	部会長 (協議会副会長)
(社)長野県経営者協会	長野支部長	伊藤隆三	
長野県中小企業団体中央会	連携開発部長	緩詰哲男	
長野市商工会	会長	工藤洋吉	
連合長野 長野地域協議会	議長	盛田賢一	
長野工業高等専門学校	教授	柳澤吉保	

- 2 委員の任期は、各団体等における役職の任期期間とし、任期満了後は、後任者へ引き継ぐものとする。
- 3 委員報酬は、無報酬とする。
- 4 委員が、やむを得ない理由により部会に出席できない場合は、代理人が部会に出席することができる。

(事務局)

第4 部会の事務局は、長野市都市整備部交通政策課内に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、長野市都市整備部交通政策課長をもって充てる。